

## 総評年金対策委員会中間報告

### 1. はじめに

#### (1) 年金問題の背景

年金問題への関心が、この数年間、急速に高まってきている。関心の度合の深まりの背景には二つの要素がある。ひとつは、総評をはじめとした国民春闘共闘会議傘下の労働組合、高退連や多くの民主団体の長年にわたる年金改善運動の成果の反映だということである。

1973年春闘における年金改善統一ストライキを軸として獲得した年金水準の大幅引き上げ、スライド制の法制化は、まだまだ不十分ではあっても、ともかく公的年金制度の重要性を多くの国民の意識のなかに定着させ、現実の関心事とさせる契機となった。

ふたつめの背景は、こうした労働組合、民主団体の運動の前進、革新自治体の誕生と福祉の革新にたいする政府・自民党、財界からの「福祉見直し攻撃」、要するに巻きかえしのための世論誘導によってもたらされた「不安」である。

「高齢化社会論」「年金破産論」「官民格差論」など、自民党の80年代社会保障戦略である日本型福祉社会論をベースにしたPRは、ことさらに日本の将来の高齢化社会を暗いイメージで描きあげ、「このままだと年金は破産する。医療は高齢者に独占される」「国の財政がもたない」という意識を全国民にうえつけ、「官民格差」攻撃で統一的な運動を分断するという悪質な作業が進行した。年金問題への関心の高まりは、こうした作為にもとづく大きな「不安」も、ひとつの要素になっている。

#### (2) 年金制度のあらまし

関心の高まりの二つの背景、要素は、いずれにしても年金問題に目をひらかせる契機ではあるが、同時にそれは現在の日本の年金制度のなかにある不備や矛盾、財源問題などを含めた不安に結びついている。

日本の年金制度は、種類としては8種類の制度、大きく集約すると三つのグループ（すなわち、民間産業労働者の厚生年金、船員保険。公務員、公労協労働者を主体とした共済年金。農民、自営業者、不安定労働者の加入する国民年金）で成り立っている。加入者の総数は5,900万人、年金を支給されているか、あるいはその権利をすでに保有している人たちは1,700万人におよんでいる。このうち厚生年金、国民年金の二つの制度だけで加入者は5,280万人、受給権者1,590万人であり、全公的年金の9割を占めている。労働者の年金制度（被用者年金）は、実質を伴っていないが

世帯単位の年金となっているので、つとめをもたない妻、子どもまで含めて加入する形になっているから国民皆年金とよばれている。

### (3) 年金制度の現状と問題点

臨調答申・行革大綱は、共通して「日本の年金（社会保障）水準は国際的にも遜色ないところに来た」と強調する。とうていそうした水準ではないことは厚生省当局も腹のなかでは認めざるを得ない。日本の公的年金のなかでも相対的に高いといわれる共済年金をみても、生活保護費を100として121。厚生年金にいたっては93.6と下まわっている。福祉年金、国民年金の水準は、生活保護費の40%にしかすぎないのである（1980年度の比較）。金額でも、全老齢年金受給者約1,260万人のうち70%をこえる900万人が拠出制国民年金、福祉年金受給者であり、1982年度の月あたり平均年金額は2万4,000円程度である。全体としてみれば、とても老後の生活を保障する「年金」などによべる水準にはなっていないというのが第一の問題点である。

第二の問題点は、財源と、その費用負担が相対的にみて労働者に過重だということである。厚生年金をみてもあきらかなように、法律できめられた国庫負担は20%となっているが、総財源のパーセンテージにすると10%以下である。つまり90%は労使の保険料であり、それをまた折半で負担しあっている。資本主義社会である以上、もっとも安定的な年金財源の仕組み方を考えるとすれば、強い立場の国（国庫負担・税金による所得再配分）と使用者が、財源の多くを負担すべきである。労働組合が、年金改善にあたって国庫負担の増額と労使の負担割合を3対7にせよと主張してきたのは、労働者の負担の限度額を設定することと同時に、もっとも安定的な年金制度の確立をめざしたからにはほかならない。

第三の問題点は、雇用と老齢年金支給開始年金がまったく切りはなされているということである。民間産業労働者のなかで、定年制のある企業のうち、いまだに4割弱が55歳定年である。さらに、定年制をもつ全事業所の3割弱が男女差のある定年制を敷いている。昭和29年以来、すでに30年ちかく定年年齢と年金支給開始年齢との切断状態が継続されてきたのである。雇用の延長、高齢者の雇用促進とまともな賃金の支払いという労働者の基本的権利に結びつく政策が、きちんと確立されたうえで、年金支給開始年齢とのドッキングが完成するのである。そうした前提や雇用の実態を無視した支給開始年令のひきのばしが、今、臨調・行革大綱にそって進められようとしている。

第四が非民主的な積立金の管理運用である。共済年金積立金の30%、厚生年金、国民年金積立金の全額が毎年大蔵省の資金運用部に集中され、労働組合や国民の代表の手のとどかないところで勝手気ままに使われている（財政投融资）という非民主的なあり方は、ただちに是正されねばならない。

問題点はこのほか、老齢年金からも税金が取られる、遺族年金の水準が低い（基本

年金の2分の1) 制度のちがいによる内容の相違など沢山ある。

#### (4) 中・長期的政策課題追及の経過

こうした現状をうけて、総評は、結成以来一貫して年金改善の運動を積みあげてきた。春闘共闘に傘下する全労働組合、多くの民主団体との共闘、社会党を中心とした野党の国会における闘いなどを通じて一定の成果をあげてきた。すでにのべたとおり、1973年度に獲得した年金、医療制度面での成果は、そうした運動の蓄積であったといえる。

しかし、その成果の蓄積の年度をさかいにして日本の経済危機の深刻化、経済成長の停滞といった現象があらわれ、年金問題にも新たな局面が生まれてきた。それが、年金を含めた社会保障の思想と制度の変質と再編成である。年金制度の再編成については、この中間報告の第三部である「当面のたたかい」の冒頭、情勢のなかで詳細にのべているとおりである。

われわれの年金改善をもとめる運動にとって、当面、ふりかかる火の粉を払いのけ、労働者、国民の生活を防衛するたたかいが最重点課題であることはいうまでもない。しかし、今日の情勢のもとでは、そうした短期的運動の強化だけでは十分に効果的な運動とはならないこともたしかである。自民党政府が、日本型福祉論という新たな年金・社会保障戦略をたて、それにそった臨調・行革大綱という政策的よそおいをこらして、全国民の困いこみを画策している以上、われわれも、これと対応する政策的課題を提起して全国民を結集していかなばならない。短期的な当面の闘争強化と21世紀を展望した中・長期的政策課題の確立という切りはなすことのできない二つの重点課題の追及という視点で、この中間報告はまとめられた。

経過的にみれば1978年の定期大会後に発足した「総評年金プロジェクト」以来、足かけ6年間、何らかのかたちでの年金政策論議はおこなわれてきた。しかし、昨年度に総評年金対策委員会を発足させるまでは、さまざまな事情もあって、実質的には「総評共済対策委員会」「厚生年金対策委員会」に分割された個別の対応にならざるを得なかった。したがってまがりなりにも官民一体の政策論議に取り組んだのは、この1年間であったといえる。

そうした意味では、まだまだ論議は不十分である。しかし、一日もはやく、当面の闘争方針とあわせて中・長期的政策を提唱しなければならないという情勢もある。

このため、定期大会を目前にした7月8日午前10時より、今期最後の「総評年金対策委員会」をひらき、総評の年金政策等をつくるための「たたき台」の素材提供という意味での中間報告をまとめることにした。したがって、とくに第二部の「年金改革にあたっての基本的な考え方」については、全単産の総意ではない。これから討議をしていただくための参考という理解をしていただきたいと考えている。

## 2. 年金制度改革のための基本的考え方

日本の公的年金制度は、大きくは三種、八本建から、共済年金等では、さらに分立して運営されてきた。

厚生年金、国民年金、各共済年金制度とも、それぞれ発足にあたっては、その時代の要請と、おかれている立場、政治的背景など、複雑な歴史の中で別々に制度が組み立てられたという経過をもっていることから、制度上の歪みと、制度間に矛盾と不公平、格差等を生み出していた。

さらに、小集団としての分立運営による縮命的な、財政上の欠陥を構造的に内包していることが露呈して、公的年金そのものが、国民・労働者に不安を与えるところとなった。こうして日本の公的年金制度は、高齢化社会を迎えるまでもなく、今日的に対応できないところに来ている。

このような日本の公的年金制度の危機は、すでに早くから予測されていたものでありながら、政府の怠慢によって、無責任に今日まで放置されてきたものである。

しかし、すでに制度の維持が困難となっている共済組合もあり、それを姑息的な統合案をもって対処しようという政府案が出されてきたという情勢の中で、労働者による公的年金制度全体の見直しと、再編・確立の方針が必要となってきた。

日本の年金制度はこれまで、共済組合等においては、恩給法を源流とすることから、労務管理を中心として運用され、厚生年金、国民年金等は、政府の金集め政策に利用され運営されてきたことが、今日の危機を招いた大きな原因となっている。

したがって、公的年金制度の再編・確立にあたっては、本来のあるべき「社会保障制度」としての位置づけのもとに、国民・労働者の立場にたったものとして為政者側から取り戻す年金制度改革でなければならないと考える。

その方法は、新たに「年金基本法」(仮称)を制定し、民間企業の被用者、ならびに国、及び公的機関の被用者等を対象とする年金制度は、その基本を同一化し、「被用者年金」として位置づけをした。そして自営、家内従業者、自由業、無業の国民を対象とする年金制度は、新たに「国民年金」として位置づけ、年金制度をこの二本建として再編成する。

この制度は、これまでの国民年金制度にあった、家庭の主婦、20歳以上の昼間部の学生等の「任意加入制度」を廃止し、20歳以上の日本人男女は、すべて、いずれかの制度に加入するものとして、これまでの無年金者の解消と、婦人の年金権問題の解決に寄与させ、これまでの男性中心の法体系であった、世帯別年金制度から、男女平等の原則にたつ、「一人一年金制」に改革をはかるものである。

このように年金基本法は、公的年金のすべてにわたって、基本的に重要なもの、例えば、全体構成として被用者年金と国民年金の二本立にすること。また、基礎年金部分は共通であること。年金受給の最低条件とその適用範囲を法定化すること。一人一年金制とし、婦人の年金権を保障して、なおかつ、世帯としての最低保障額と、上限措置を決めること。給付・負担の公平と公的負担を明らかにした財源方式を定めること。さらに重要なことは、いかなる理由があっても、この財源を国の一般財政への流用を一切認めないよ

う明記すること。なお、一元化した基礎年金財源は、年金庁（仮称）で民主的に管理運用すること。など、必要事項を優先規定を含めて定めておく。

以下それらの考え方を述べる。

### 1．社会年金制（基礎年金）

国民皆年金制の基盤として、社会年金制を設け、国民年金においては、これを基礎としてその上に加入期間に応じた年金を受給できるものとし、被用者年金においてはこの社会年金にあたる部分を基礎年金として、その上に年金保険制度にあたる、所得・加入期間による比例部分と、職域年金にあたる部分を加えて年金額とする。

また、この社会年金は、所得再配分のもとに日本の社会保障制度の根幹としての位置づけを明確にして、すべての国民に与えられる「基本的年金」であることから、その財源は公経済負担とし、日本在住の外国籍の者に対しても、一定の法的条件により支給できるものとする。

### 2．一人、一年金制の確立

公的年金制度の基本を、国民一人一年金制の確立により、これまでの世帯中心の年金制度から、個人の年金権を保障することによって、無年金者の解消と、婦人の年金権問題の解決を一步前進させようとするものであるが、任意加入による付加年金においても、これまでの任意加入制度のもとにあったような、急激で大幅な掛金負担増となることは絶対に避けなければ、本来の目的が達成されないことになるので抛出については充分配慮する。

また、婦人の年金権、遺族年金との併給についてのかかわりと、世帯構成人員による調整については配慮する必要がある。

### 3．給付・負担の公平と公的負担

年金制度が完全なる保険システムと積立方式により維持されるものであるならば、負担に応じた給付として一応の公平が保たれることになるが、年金制度は一応の保険システムに従ってはいても、その掛金が自分の年金財源ということにはなっていない。世代間の順送りが年金制度であり、これは年金制度が未成熟の場合には、水面下に隠れており、見落されているが、成熟化が進めばはつきりと現われてくるものである。これが年金制度の世代間の所得の「ふりかえ」となっているものであり、後代者負担の原則にある年金制度は、世代間の公平性についての配慮が必要である。

また、一方で同世代間の公平も必要である。共済年金制度にみられるように、同じ加入期間と掛金率であっても、高級官僚と一般職員との間に大きな年金差が生じているばかりで、天下り族等の場合は、高給を受けながらさらに高額な年金が支給され、その財源を低賃金の現役者が負担しなければならないという制度におかれてきた。

したがって、年金財源を後代者の掛金引き上げだけに求めるのではなく、公的負担のあ

り方について、新たな財源措置を求める。具体的には一般消費税のような、物価にハネ返るものは避け、また、富裕税等不公平税制の是正、高齢者雇用に影響を与えている産業ロボット課税や、増資など新株発行時のプレミアムや法人資産の再評価、所得型の付加価値税方式等を検討していく。

#### 4. 業務の運営と民主化

年金庁（仮称）を設置し、年金行財政の一元化をはかるため運営は、公益、使用者、労働側の三者構成による運営委員会（仮称）を設置して、積立金の管理・運用の方針、還元融資を含む使途内容の決定と、現行社会保険庁、各省庁に分れて行なわれていた厚年・国年、共済などの運営の方向など、民主的な運営をはかる。

とくに、資金運用については、大蔵省資金運用部への預託を改め、自主運営により運用の効率化をはかる。

##### <年金の具体的考え方>

#### 1. 公的年金制度および体系

年金制度を被用者年金と国民年金の二本建制に再編し、その両制度に基盤として「社会年金」を置き、この社会年金の原資は公経済負担により、すべての国民が平等に保障されることにより、国民の権利としての年金とする。

国民年金は、この社会年金の上に任意による付加年金制を設ける。

被用者年金は、社会年金を土台としてその上に報酬比例と期間比例を一定の限度により取り入れるものとする。

#### 2. 被用者（退職老齢）年金

##### (1) 支給開始年齢

法定支給開始年齢は 60 歳とし、社会的就業からの退職を条件とする。したがって、これまでのように転職、再就職しながらの年金受給は原則としてあり得ないものとする。

但し、民間企業に被用される女子については、雇用の男女差別が改定されるまで経過措置として、現行 55 歳を継続する。

さらに特例職種の扱いは、その実態にあわせて特例措置をもって対処する。

##### (2) 法定拠出期間

年金受給資格の最短拠出期間は 20 年とする。

但し、60 歳の受給年齢までの加入期間が通算しても 20 年に達しない者については、10 年以上の拠出期間を満していることを条件に、20 年に対する加入期間比例により支給する。

##### (3) 在職老齢年金と減額年金

現行制度では厚生年金に在職老齢年金制度、共済年金、国民年金に減額年金制度が設

けられているが、年金制度を社会的就業からの退職を条件としたことから、両制度ともさらに検討する必要がある。

#### (4) 年金の水準

年金の額は、定額の社会年金に年金保険額を加えたものとする。

年金の水準と年金保険部分の保険料算定のために、標準報酬額制定を取り入れるものとする。但し、国民年金適用者には、別に付加年金制度を設ける。

また、給付水準の算出に当っては、ILO128号条約(30年加入で45%)を満たすこととし、年金額の算出にあたっては、そのときの標準報酬平均額をとして加入者の標準報酬等級のポイント数と年数の加重平均を以て、受給者の自己ポイントとする。したがって、標準報酬平均額に自己ポイントを乗じたものが比例年金額となる。この金額に、定額の社会年金を加えた合計額をもって年金額とする。

なお、定額の年金額は単身者は定額部分の60%とする。

#### (5) 最低保障と上限制

年金の最低保障は、年金額の計算式によって算出された額が、その年度の標準報酬平均額の40%に満たないときは、40%を保障する。

年金額の上限は、標準報酬平均額の150%とする。

#### (6) 併給の調整

これまで、8つの制度に分れ、それぞれの方針のもとに実施されてきたことにより、制度の相違による不公平等に対しては、統一した方針で調整する。

#### (7) スライド制

共済年金は賃金スライド、厚生年金は物価スライドに分れていたが、年金額の改訂方法を賃金自動スライド制とし、実施時期は毎年4月とする。

#### (8) 適用の範囲

現在5人未満規模事業所に約320万人の被用者があり、これらの人々が厚生年金法から疎外されているので、これらの人たちを、すべて被用者年金の適用者として、対象の範囲を拡大していく。

### 3. 当面する年金改悪(共済・厚生年金、国民年金)阻止のための運動強化について

#### 1. 年金制度をめぐる動向と情勢の特徴

##### (1) 年金改革の動向について

昭和58年通常国会における共済年金「統合」(財政調整)法案を突破口として年金改革をめぐる情勢が緊迫してきた。この法案は、総評を中心にした成立阻止闘争のなかで継続審議となった。一方、厚生年金、国民年金は、昭和60年の財政再計算期を一年くりあげ、昭和59年に行なうことが決まっている。この財政再計算期には、法律の建前としては、保険料や年金額の計算の基礎になっている数字や指数の手直しを

行なうことになっているが、この一、二年来の臨調答申（第一次、第三次答申）自民党政府の行革大綱の動向からみて、全面的改悪案の登場が必至という情勢になってきている。

予想される改悪のポイントは、昨年（1982年）7月に公表された三つの文書、11月21日に発表された厚生省年金局試案でほぼ出つくしているとみてよい。

三つの文書とは、大蔵大臣の諮問機関である「共済年金制度基本問題研究会意見書」（7月14日）厚生大臣の諮問機関である「社会保障長期展望懇談会提言」（7月23日）、「第二臨調基本（第三次）答申」（7月30日）である。とりあえず、厚生省年金局試案も含めた「共通項」をまとめておく。

## （2）どこが改悪されようとしているか

三つの文書を発表した機関の性格だが、いずれも「私的」諮問機関であるということ。公的な審議会である社会保障制度審議会、社会保険審議会、ひいては衆参の国会という最高の機関における審議会をとりこえて、頭ごしに「改悪内容」から「改悪手順」まで決めるといふ非民主的手法が駆使されている点である。

具体的な内容としては、第一に「給付水準」を引き下げることである。共通して「20%程度」の引き下げを主張しているが、あとでものべるように、厚生省年金局試案では、30%から40%の給付切り下げになるという方向さえ打ち出されている。

第二が「保険料、掛金の大幅値上げ」である。長期懇、厚生省年金局試案では、22%前後にするという具体的な数字をあげている。厚生年金の一般男子の保険料率は現在10.6%、女子は9.1%、坑内労働者（第三種保険者）は11.8%であるから1.8倍～2.4倍の大幅値上げとなる。

国民年金にいたっては、厚生省年金局試案でいう「基礎的年金」に再編成されれば、強制加入、任意加入の自営業、家庭の主婦の場合はいずれも3倍弱（現在月5,220円が最高で14,000円になる）の値上げとなる。

そのうえ、現在被扶養者として直接年金の保険料を払っていない主婦の場合は、ゼロが一挙に14,000円となるのである。

第三が、すでに幾度か提起されてはつづされてきている「支給開始年齢引き延ばし」である。いずれも目標を65歳にすえている。厚生省年金局試案による「基礎的年金」は、厚生年金の定額部分、国民年金などを基礎に「再構成」するとしているところをみると、あきらかに、この部分は、「65歳」にするという考えである。当然現行の第二種、三種被保険者の「55歳」支給にもストレートで影響が及ぶし、国民年金の60歳支給の減額年金制度の廃止にも連動する。まさに全国民的課題である。

第四が「スライド制」の廃止に目標を定めた、なしくずし改悪の方向である。いずれの文書も共通して「再検討」という表現をしているが、今国会における「スライド凍結」、前々国会で課題となった法律どおりの実施（5カ月から6カ月くりのべ）など、

すでに「なしくずし改悪」の攻撃が熾烈をきわめているだけに、重視しておかねばならない。

第五が「併給調整」である。一世帯一年金を旗印として、現在支給されている年金の併給制限条項をさらに厳しく制限し、禁止していくということである。一部天下り高級官僚の特別措置、制度のちがいで生じている不平等などについては、適正な調整が必要だとは思いますが、画一的な規制は、多くの年金受給者に重大な損害と不安を与え、制度そのものの後退につながる事となるという点を重視しなければならない。

集約的な方向として、共通に提起されているのが、年金制度の「統合一元化」である。現行年金制度のさしせまった課題（それはまた 21 世紀の年金制度の充実とも関連する）は、1,200 万人の老齢年金受給者の 72%を占める月額 3 万円以下という低年金水準受給者の存在である。この底上げによって、まず水準の一元化をはかることこそ緊急の課題でなければならない。その方法論は、全面統合、部分統合、財政調整、「部分的財政調整と部分的統合」など、さまざまな方法論がある。現に、三つの文書でも、「制度の体系」については、いずれもあいまいな表現をしていることでもわかる。共通しているのは、早急な統合、一本化はむずかしいという認識であり、したがって「制度論」としてではなく「政治論」として「統合・一本化」などの表現を駆使しているという点である。したがって、このねらいの本命は、「統合」という旗印をかがけて、改善要求のほこ先をそらし、低位平準化の部分的改悪（要するに国庫補助の削減、労働者、国民の負担増）の地ならしをするための世論誘導の道具とみることもできる。国際的にみても、被用者年金が「統合」されている国は皆無である。

### (3) 厚生省の年金局試案（82 年 11 月 21 日発表）について

59 年年金改悪が既定の事実といわれているなかで、11 月 22 日のマスコミが、いっせいに年金改革の厚生省試案を報道した。

新聞があきらかにした改革案（厚生省年金局試案）なるものの骨子は、厚生年金の一部（定額部分）と国民年金を基礎的年金（この表現は臨調第三次答申と同じ）に再構成する、婦人の年金権を、この基礎的年金に強制加入させることによって保障する、給付水準の引き下げと大幅な保険料値上げ、となっている。

厚生省の言いわけは、「これは、今後の年金改革にあたって 1 千人の有識者からアンケートで意見を聞くために作った参考案である」ということだが、前項の臨調・行革の年金改革の動向、その主張と基本的に一致していることからみて、これが 59 年年金改悪の土台となるものであることはあきらかである。

アンケートの結果は、1983 年 4 月に公表されたが、大すじ厚生省の意図する方向としてまとめられたものとなっている。一方、省内では社会保険審議会の厚生年金部会での論議が進行中だが、夏から秋までには、何らかのかたちで政府案の骨格が提起されてくるとみられる。当然この審議状況と「つくられた世論」であるアンケート結果を楯と

して、法案がつくられ、59年度通常国会に提案するというルールが敷かれることになるだろう。

厚生省の試案は、制度再編成の基本として、公的年金各制度（したがって共済も含む）に共通する「基礎的年金」を導入する、「基礎的年金」の基準は「国民年金の給付および厚生年金の定額部分」とする、社会保険方式で行なう、「基礎的年金」のうえに所得比例の被用者年金を乗せるという構想である。この発想の根っ子には、すでに1977年に発表された「基礎年金構想」という土台があるから、制度の構成そのものに特段目新しいものがあるわけではない。しかし、問題はその内容である。

（別表の参考案及び試算 A、試算 B を参照）

まず考え方の軸だが、国庫負担は増やさず（減ることもあり得るというニュアンスの注がついている）財源の増加はすべて労働者の保険料、つとめていない家庭の主婦（無業の妻といっている）を含めた全国民の掛金増でまかなうということである。試算 A、B とも保険料は2倍、国民年金や主婦の場合は3倍近い値上げとなる。

一方給付水準は大幅に押さえられる。試算 A の場合で10%から15%、B の場合で20%から25%ダウンさせるとしている。

しかし、このダウン率には大きなごまかしがある。というのは、この構想では、無業の妻を含めた基礎的年金で5万円（試算 A）支給されるので、これを合わせて40年加入の人が「16万円」から「17万円」の年金になるということである。現行制度での無業の妻は、加給年金で月15,000円だから、独立した基礎的年金と付屬的な加給年金とはまったく性格がちがう。したがって、正常な年金額を比較するとすれば、本人だけの分、すなわち試算 A では「11万円」から「12万円」の金額と現行制度での水準を比較しなければならない。

とすると、大雑把な計算として、56年度価格で現行水準を計算すると

〔定 額〕

$2,209 \text{ 円 } 90 \text{ 銭} \times 35 \text{ 年 (頭うちあり)} = 77,346 \text{ 円}$

(56年7.8%スライド)

〔報酬比例〕 = 163,586 円

$20 \text{ 万円} \times 10/1000 \times 40 \text{ 年} = 80,000 \text{ 円} \times 1.078 = 86,240 \text{ 円}$

$163,586 \text{ 円} + (\text{妻の加給}) 15,000 \text{ 円} = 178,586 \text{ 円 } 179,000 \text{ 円}$

ということになる。

この金額と試算 A の最高(本人分)12万円と試算 B の最低95,000円とを比較すると

試算 A (現行比) 67.0% 73.3% (加給除)

試算 B ( " ) 53.0% 58% (加給除)

ということになる。(第1表参照)

一部の商業紙が報道の中で、「給付は4割もダウン」と報じたことも決してオーバ

一ではないということである。

改定案のなかでは明示していないが、国民年金を基礎的年金の土台にすえるということは、支給開始年齢も 65 歳にするということである。

「基礎的年金」を社会保険方式にすると強調していることからみて、従来から厚生省が一貫してとりつづけてきた低位平準化の「財政調整」方式でいく、という発想を裏づけるものとなっている。臨調・行革大綱にもとづく「自助、相互扶助」の具体化である。

参考案の前提となる解説「21 世紀の年金を考える」という文書では現行制度のなかにあるさまざまな併給年金を、すべて「過剰給付」ときめつけている。要するに一世帯一年金の枠内に給付を閉じこめようとしているのである。また現役労働者の賃金の 83%にもなる年金水準(実質は最高の人でも 60%まで達しない。ボーナス込みの賃金との比較をしていない)はあまりにも高すぎるなどと主張して「老若戦争」「現退戦争」をあおりたてている。

婦人の年金権を保障するなどキレイゴトを言っているが、要するに無収入の無業の妻からも強制的に毎月 14,000 円の掛金をとりあげるということである。

まさに大収奪の年金改革案だといわざるを得ない。

	現行制度での水準	試算 A	試算 B	現行を 100 として
年金額	基本年金額 約 16 万 4,000 円 加給(妻) 1 万 5,000 円 国年任意加入で 40 年 (約 7.2 万円)	12 万円 (基礎的年金 妻 5 万)	9 万 5,000 円 (含左 4 万 5,000 円)	試算 A 67.0(73.3) 試算 B(注) 53.0(58)
保険料	本人(男子) 10.6% 加入対象の妻 0 国年任意加入の妻 5,220 円	20% ~ 22% }妻 13,000 円 ~ 14,000 円	}妻 12,000 円 ~ 13,000 円	本人 1.6 倍(B) ~ 2.1 倍(A) (本人+妻) 約 2.6 倍(A) 任意加入の妻 2.3 倍(B) ~ 2.8 倍(A)

(注) 現行水準の値は 56 年度。平均標準報酬は、57 年 9 月末新規裁定の平均 20 万円で計算した。

注( )内の数字は、加給年金をのぞいた比較。

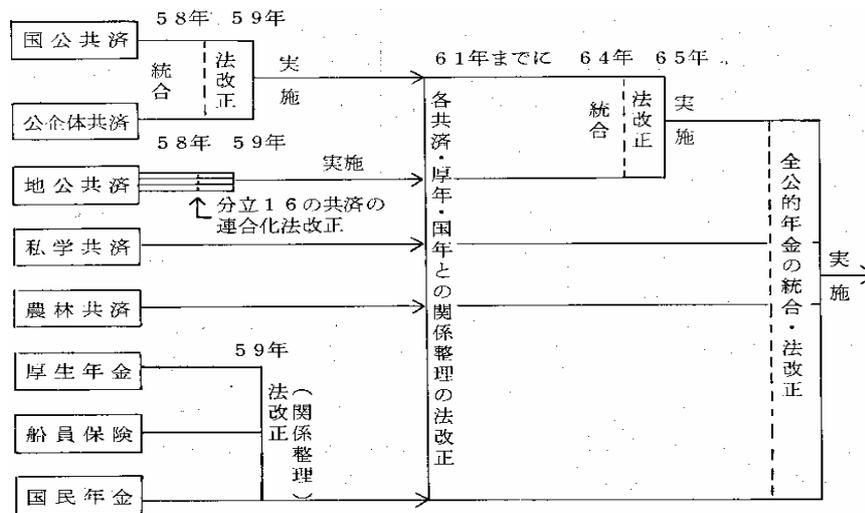
( )の A、B はそれぞれの試算 A、B。

#### (4) 改悪の手順について

三つの文書と厚生省年金局試算の発表と前後して自民党の公的年金等調査会が「公的年金の再編・統合スケジュール」(11 月 19 日)をあきらかにした。その改悪構想の

日程は、次図のとおりである。

自民党公的年金等調査会の改悪スケジュール



この日程を文章で整理するとつぎのようになる。

第一段階として、昭和59年に公企体共済と国家公務員共済を統合（昭和58年法律改正）するが、これと並行して現在91に分立している地方公務員共済の統合をはかる。

昭和59年法律改正をめどに、厚生年金、国民年金、船員保険の一元化をめざした整理作業に取り組むと同時に、昭和61年法律改正を目標に共済年金との格差是正など調整をはかる。

国家公務員共済と公企体共済、それに地方公務員共済の一本化は、昭和46年法律改正、65年実施。

こうした過程を踏まえて、公的年金全体の統合は、昭和69年法律改正、70年実施をめざしていく。

以上の改悪スケジュールが、日程どおりに進むという保証はないが、すくなくとも、58年、59年の2カ年間にかけて、厚生年金、共済年金を中心にした主要な改悪（全面改悪の地ならし）が強行されてくることはあきらかである。

したがってわれわれも、今年、来年へかけての短期的改悪阻止の行動と、70年全面改悪へむけての総合的、政策的対応という中長期的目標の二段構えで運動の構築をはかっていかねばならない。

## 2. これからの年金改悪阻止・年金改善をもとめる運動の強化について

### (1) 運動の組み立て方

情勢からみて、運動の組み立て方はおおよそ三段階に区分できる。

第一段階が、総評大会と前後して、各省の予算案が固められる8月末までの時期である。この段階では、年金制度でいえば、政府案要綱（厚年、国年の改悪案）づくりにた

いする闘いが中心になる。

第二段階が、9月からはじまる臨時国会および予算案が閣議決定される12月までの時期である。この時期には、臨時国会における「共済年金統合法案」を中心に行革関連諸法案、厚年、国年改悪、政府案の確定・上程を阻む（内容をかえることも含めて）運動が軸となる。同時に秋年闘争との結合である。

第三段階が、春闘と結合した通常国会における年金改悪法案成立阻止の運動である。

## （2）運動の進め方の重点

### 〔第一段階の運動の重点〕

臨調答申、長期懇、共済研、厚生省の年金局参考案など、今後の年金改悪の土台となる方向や改悪のねらいなどを、組織内はもとより、全国民へ宣伝し、世論を高めていく教育、宣伝の重視。

7月、8月へかけて開催される単産の定期大会など各級機関で必ず年金改悪阻止の方針、要求、特別決議等々を盛りこんでいく。

職場、地域における討論集会などで理解をひろげる。

このため、総評では、教育宣伝のためのパンフレットや新聞特集、チラシなどを作成し、職場、地域での討議に役立ててもらおう。また、単産、県評で別項統一要求にもとづく署名活動を行なっていく。画一的な署名ではなく、地域では、当然「老人保健法実施にともなう被害」を排除していく要求や運動などが深刻な課題となるので、そうしたものも含んだ活動にしていく。

対政府交渉、社会保険審議会対策をつよめ、改悪案要綱づくりを規制していく運動をつくる。この場合、ひとつには、四団体の協議にもとづく審議会内における労働側委員を通じての闘い、ふたつには大衆行動を中心にした運動がある。

総評としては、統一要求にもとづく委員への要請および厚生省当局にたいする交渉などを強める。第一弾として6月17日に年金局長交渉を行なうが、各単産でも大会決定、または大会まえの前段交渉、申し入れなどを厚生省に集中する。とくに7月15日と目される社会保険審議会における厚年部会のまとめの前段に行動を配置する。

7月12日～14日の第12回社会保障学校を通じての理解の拡大。

総評大会直後の8月上旬に、厚生大臣交渉を計画する。

年金、医療など社会保障、福祉のマイナス・シーリング絶対反対の大きな予算要求行動の組織化をはかり、その中軸に年金改悪阻止の運動をすえる。

運動を総評全単産に拡大していくために今年度は8月下旬、全単産、全県評合同の「生活制度闘争強化のための担当者会議」を開催する。（9月6、7日頃）

### 〔第二段階の運動の重点〕

労働組合の秋季、年末闘争と結合した対資本、当局交渉（3：7 闘争、保険料値上げ分は資本・当局が負担せよなど。3：7 の法制化なども院内野党への申し入れなどを行なって対応していく）をつよめる。

9・15 大会集会を軸として前後段の大衆行動を行っていく。

社保協など民主団体と協力して9月下旬に全国の活動者会議をひらく。

10月から11月へかけて、社会保障、税金問題などを柱としたブロック別討論集会を組織する。

10月中下旬には、労働組合、民主団体などの年金改悪阻止の全国総行動を企画する。

「共済年金統合法案」の臨時国会のヤマ場での大衆行動など臨時国会闘争の強化。

この間、対政府交渉を間断なく組織していきながら12月の予算閣議決定へむけて、決定的段階では、抗議の決起集会などを計画する。また、年金改悪の政府案要綱などの推移をみながら厚生省前のすわりこみ、玄関前集会なども行っていく。

こうした諸行動を強化していくために、原則として月1回必ず全単産社会保障部長会の開催、共済対策委員会総会（9月中に開催）、民間単産部会の担当者会議などをひらき、連絡を密にしていく。

### 〔第三段階の運動の重点〕

通常国会へむけての年金改悪案上程阻止の前段行動の強化。

春闘での賃上げ闘争と結合し、「改悪されたら保険料値上げ分は経営者、当局が負担せよ」といった要求をつきつけていく。

改悪法案の決定的段階では、全単産の「年金改悪をやめさせ、マイナス・シーリング予算の撤回をもとめる統一ストライキ」を組織する。情勢によっては、大型間接税導入反対とも結合していく。

### 〔中期的運動の目標〕

中長期的運動も、当然当面の年金改悪阻止の運動と連動していくものであることを前提として組み立てていかなばならない。

このため、厚生年金については、厚生年金対策委員会、共済年金については共済組合対策委員会での政策討議を進めていく。

国民年金を含めた総合的な年金政策については、総評年金対策委員会の場で協議し、早急に方向性をあきらかにしていく努力を行なう。

この間、春闘共闘制度政策委員会、四団体の年金改善のための共同行動などを、あわせて追及していく。

総評としての年金政策は、今年7月の総評定期大会で基本部分を、おそくとも昭和

60年(1985年)を目標にまとめ、64年前後と予想される年金の財政再計算期に対応していく。同時に、組織内外を問わず大衆討議をおこなって70年(1994年)全面改悪と対決していく態勢を固める。

### 3. 当面の年金改悪阻止統一要求(案)

全国民の生活破壊をもたらすマイナス・シーリング予算をとりやめ、社会保障の充実をはかること。

労働者、国民には大幅な保険料値上げ、年金をもらう人たちには水準ダウンの年金改悪は認められない。

58年度に凍結した1,900万人の年金スライドは、その被害分を正当に回復させる措置をとること。

厚生年金、共済年金の国庫負担四分の一削減分を、ただちに利子をつけて返還すること。

年金財源は、被用者保険については国が30%、のこりを労働者3、使用者7の割合で分担するよう法改定を行なうこと。

国の責任と負担を放棄し、労働者と年金生活者の意見を反映しない一方的共済年金統合はしないこと。

労働者の雇用実態を無視した老齢年金の支給開始年齢の引き延ばしを行なわないこと。坑内労働者、船員、厚生年金女子などの55歳支給開始を維持し、さらにその他の労働困難職場の労働者への適用拡大をはかること。

5人未満事業所の労働者、パートなど不安定労働者を無条件で厚生年金に加入させること。

財源対策だけを柱とし、実情にそわない併給制限はしないこと。

現行スライド制を守り実施時期を毎年4月にするなど改善をはかっていくこと。

年金は非課税とし、毎月支給にすること。

積立金の管理運用の民主化。

国民年金の5年、10年年金、老齢福祉年金などの低い年金額を59年度にはすべて1人月4万円以上に引き上げること。

軍事費の拡大をやめ、大企業本位の不公平税制を是正して安定した年金制度の確立をはかること。